2026年3月25日

要　請　書

内閣府こども家庭庁
　長官　　渡辺由美子様
　成育局局長　　中村　英正様
　保育政策課長　栗原　正明様

ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）
執行委員長　樋口　聡
https://union-nets.org/

子育て支援に関する日頃のご尽力に心から感謝申し上げます。
ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）は、出版・ウェブ業界で働くフリーランスの労働組合です。ライター、編集者、校正者、デザイナー、イラストレーター、漫画家、フォトグラファー、ウェブ制作者などが加入しています。

2024年11月より、フリーランス法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)が施行され、そのなかに、「育児介護等と業務の両立に対する配慮義務」が盛り込まれました。フリーランスが安心して働き生活していくうえで、出産・育児・介護と仕事との両立への配慮は欠かせない内容であり、この規定が入ったことを私たちは歓迎しています。

しかし、課題もあります。それは、雇用されずに働く私たちには、産前産後休暇や育児休業制度など安心して休める制度がないこと、そして出産手当金や育児休業給付金など、出産・育児休業期間中の所得補償がないことです。そのため、十分な産後の休養や育児のための休業を取ることなく、早期に仕事に復帰する人が多いことがわかっています。
もうひとつの課題は、早期に仕事に復帰せざるを得ないにもかかわらず、子どもを保育所に入れにくいことです。具体的には、「調整指数」の「育児休業から復帰予定での入所申請」の加点対象にフリーランスは含まれず、入所の優先順位が低くなることなどがあります。
このような状況は、ここ数年、徐々に改善されていますが、当事者が直面する困難・課題は依然として存在しています。

そこで、今後の出産・育児に係る制度政策を考えるために、私たちは東京都49市区に対し、アンケート調査を行いました。結果は、別紙「フリーランス・自営業者の保育利用に関するアンケート調査結果報告」をご覧ください。これを踏まえ、下記の通り要請いたします。

記

1　育児休業制度の取得の有無が優先利用の対象（加点項目）になるような場合、育児休業制度がないフリーランス・自営業者には不利益が生じます。働き方によって不平等が生じ

ないような審査制度にしてください。そのための方法として、次の3案を提案します。
①育児休業制度取得に関する加点項目を外す。
②加点項目を残す場合、フリーランス・自営業者を雇用労働者と同等の扱いとする。
③フリーランス特有の事情に配慮した加点項目を設ける、など。

2　フリーランス・自営業者は、雇い主による就労証明書を用意しづらいか、またはできません。就労時間を自己申請する書類を作成することを認めてください。
また、すでに就労証明書に代わる書式を用意している自治体もあるので、そのような取り組みを周知し、地域によって差が出ないようにしてください。

3　保育を必要としている人が安心して子どもを預けられるよう、認可保育所を増やしてください。待機児童ゼロとうたっていても、実際は加点項目によって入れる施設が極端に限られたり待たされたりしている現状が耳に届いています。

4　育児と仕事の両立をより進めるために、こども家庭庁と厚生労働省は密に連携をとってください。

現在、雇用労働者については男性の育休取得促進の施策など、手厚い子育て支援策が講じられています。フリーランス・自営業者など、雇用されずに働く人がますます増えているなか、そうした立場の人への子育て支援もより迅速に進めていただきたいと考えます。
出産・育児、介護にかかわるセーフティネットは、働き方を問わず公平な制度であってほしいと思います。また、働き方だけでなく地域格差もなくし、誰でもが安心して子どもを育てることができる社会になることを望んでいます。

以上